

高知県食品総合衛生管理認証審査会設置要綱

(目的)

第1条 高知県食品総合衛生管理認証要綱（以下「認証要綱」という。）に基づき、申請された食品営業者のHACCPに沿った衛生管理等の審査を行うため、高知県食品総合衛生管理認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる者の内から、知事が委嘱する7名の委員で構成する。

- (1) 食品業界関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 消費者
- (5) その他、適当と認められる者

(任期)

第3条 審査委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(業務)

第4条 審査会は、次に掲げる事項を審査し、知事に報告する。

- (1) 認証要綱第10条第1項に基づく認証基準及び第3ステージの認証
- (2) 認証要綱第20条第2項に基づく認証等制度

(委員長)

第5条 審査会に、委員長1名をおく。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、審査会を主催する。

4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 審査会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、必要に応じて委員以外の有識者を招聘し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、高知県健康政策部薬務衛生課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。